

居宅介護支援重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0736-20-8100) (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 井澤峰代 / 管理責任者 井澤峰代

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプラザれもん
所在地	和歌山県橋本市高野口町名倉1195番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (和歌山県 第 3071001220 号)
サービスを提供する 実施地域※	橋本市、かつらぎ町、九度山町、紀の川市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 4名 (うち1名 管理者が兼任)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

※ (土、日曜、祝祭日 12月29日～1月3日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

サービス提供の標準的な流れは(付属別紙2)を参照ください。

なお、ケアマネジメントの公正中立を確保するために、利用者は複数の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者を紹介するように求めることができます。居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。

4 他機関との連携

(1) 利用者は入院時に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、入院先医療機関に提供する事とします。

(2) 利用者、家族の同意の下、利用者の状態等について介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うこととします。

(3) 障害福祉サービスを利用してきた利用者とは契約後は、利用者、家族の同意の下、特定相談支援事業者との連携に勤めます。

5. 秘密の保持

(1) 職員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

(2) 職員であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとします。

6. 虐待防止について

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

7. 身体拘束に関して

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

付属別紙3)「事故発生時の対応」参照

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9. サービス利用にあたっての禁止事項

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に必要な情報の提供を拒否すること。
- (4) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

10. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用単位数)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1,086 単位 要介護 3・4・5 1,411 単位

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 544 単位 要介護 3・4・5 704 単位

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 326 単位 要介護 3・4・5 422 単位

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300 単位

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 250 単位

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 200 単位

退院・退所加算 (I) イ	入院又は入所期間中 1 回を限度に 450 単位
退院・退所加算 (I) ロ	入院又は入所期間中 1 回を限度に 600 単位
退院・退所加算 (II) イ	入院又は入所期間中 1 回を限度に 600 単位
退院・退所加算 (II) ロ	入院又は入所期間中 1 回を限度に 750 単位
退院・退所加算 (III)	入院又は入所期間中 1 回を限度に 900 単位
特定事業所加算 (II)	1 ヶ月につき 421 単位
特定事業所加算 (III)	1 ヶ月につき 323 単位
通院時情報連携加算	1 ヶ月に 1 回を限度に 50 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位

※1 単位:10.4 円(小数点2位切り捨て)

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額となります。

事業所から利用者宅まで 1 キロメートルにつき 20 円 (なお距離数は小数点 1 位を四捨五入とする)

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

11. .. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価の実施はしていません。

12. サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(1) 相談・苦情窓口

ケアプラザれもん (電話番号) 0736-20-8100

(2) その他の窓口

当事業所以外に県・市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

和歌山県国民健康保険団体連合会	(電話番号) 073-427-4665
橋本市役所介護保険課	(電話番号) 0736-33-1633
かつらぎ町役場健康推進課介護保険係	(電話番号) 0736-22-0300
九度山町役場福祉課介護保険係	(電話番号) 0736-54-2019
紀の川市役所高齢介護課	(電話番号) 0736-77-2511

13. 当法人の概要

法人種別・名称	合同会社れもん
資本金	100 万円 (資本準備金含まず) ※令和 6 年 4 月 1 日現在
設立	平成 27 年 10 月
所在地・電話	和歌山県橋本市高野口町名倉 1191 番地の 4 代表社員 井澤峰代 電話 0736-20-8100
事業内容	居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

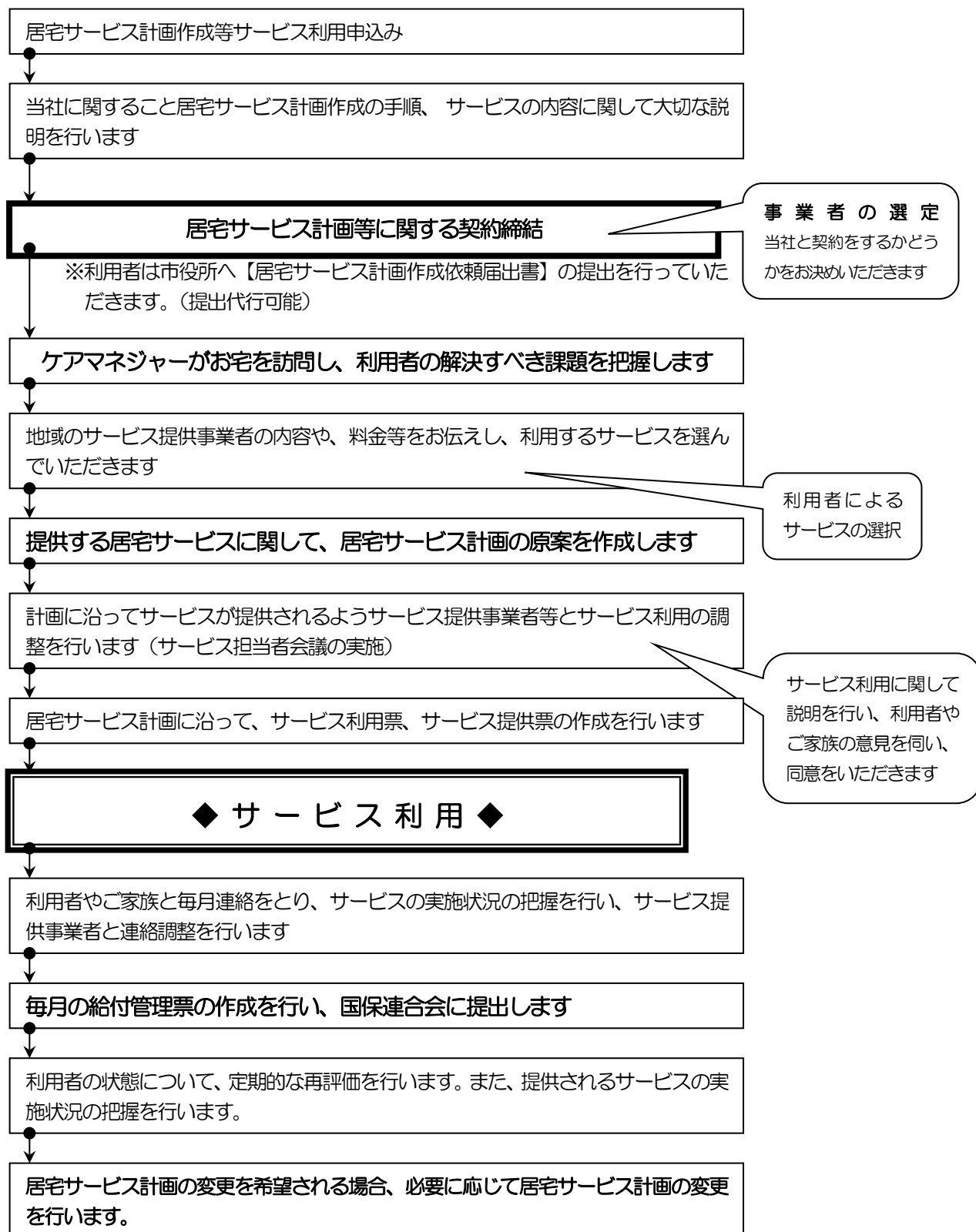
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とされないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)

事故発生時の対応

